特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 16 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

新居浜市では、介護保険事務の一部を委託している。委託先事業者が個人情報及び機密情報を適 正に取り扱うため、当該情報の取扱いについて、契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|--|--|
| <u>①事務の名称</u> 介護保険に関する事務 | | | | | | |
| ②事務の概要 | 介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 被保険者資格の取得・喪失・異動等に関する事務 2. 要介護・要支援認定に関する事務 3. 被保険者の受給者・給付実績の管理に関する事務 4. 各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 5. 介護保険料の賦課徴収に関する事務 | | | | | |
| ③システムの名称 | 介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 申請管理システム | | | | | |

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

| 法令上の根拠 (利用範囲)第1号及び別表の項番100 | 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号) (利用範囲)第1号及び別表の項番100 |
|----------------------------|--------|--|
|----------------------------|--------|--|

| 4. 情報提供ネットワークシ | ノステムによる | 情報連携 | | | |
|----------------|---------------------------------------|---|---|--|--|
| ①実施の有無 | [実施す | する] | | <選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 | |
| ②法令上の根拠 | 【・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 第8号に対する対象を表しています。 第8号に対する 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 | 4欄)に「健康保険法第55名 生第55条に規定する他の定する他の定する他の定する他の定する性のである。 を第33条に規定する他の定するとは、 をは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、ないで | 是供の根拠】 は () () () () () () () () () (| 寸等関係情報」が含まれる項44、161の項)の支給を行うこととされている也の法令による給付の支給にとされている者」の項のうすれる情報」が含まれる情報」が含まれる情報」が含まれている者」の項のうする情報」が含まれている者」の項のう項とされている者」の項のう項の方面では、1000年間である結第300条の名とは、1000年間である。1000年間では、1000年間では、1000年間である。1000年間では、1000年間では、1000年間である。1000年間では、1 |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 | | | | |
| ①部署 | 福祉部介護福 | —— ———— 祉課 | | | |
| ②所属長の役職名 | 介護福祉課長 | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正•利用停。 | 止請求 | | | |
| 請求先 | 792-8585 | 愛媛県新居浜市 | ī一宮町一丁目5番1号 | 新居浜市役所総務部 | 総務課 |
| 8. 特定個人情報ファイルの | の取扱いに関 | する問合せ | | | |
| 連絡先 | 792-8585 | 愛媛県新居浜市 | ī一宮町一丁目5番1号 | 新居浜市役所福祉部 | 介護福祉課 |
| 9. 規則第9条第2項の適 | Ħ | | | 1 |]適用した |
| 適用した理由 | | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|------------------------|----------------------------------|-----------------|------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 17年1月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 17年1月1日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| | 内に、評価実施機関において特定個 「る重大事故が発生したか | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | | |
|---|---------|----------|---------|--|--|--|--|--|
| [基礎 | 項目評価書 |] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(| 情報提供ネ | ットワークシス | テムを通じた | た入手を除く。) | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの | 委託 | | []委託しない | | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 伝(委託や情報 | 報提供ネットワー | -クシステムを | を通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの | 接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・ | 消去 | | | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない | | | | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 判断の根拠 | マイナンバーについては、原則住民基本台帳から宛名システムを介して取得しているため、人手を介在させることはないが、住民基本台帳の登録が無い者のマイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や複数人での確認を行っている。書類については施錠管理を行い、廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切な方法での廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底している。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | | | | | |
| 9. 監査 | | | | | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | | | | | |
| 10. 従業者に対する教育・ | 啓発 | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> | | | | | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | | | | | |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | | | | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 判断の根拠 | ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定し、ICカードとパスワードによる認証を行っています。事務取扱担当者はユーザーIDとパスワードで識別しています。異動や退職時には迅速に権限の変更・削除を行います。 | | | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------|--|---|------|-----------|
| 平成30年3月6日 | I 5. 一②所属長 | 加藤 京子 | 木俵 浩毅 | 事後 | |
| 平成30年3月6日 | Ⅱ-1. 対象人数 | 平成27年4月1日時点 | 平成30年3月5日時点 | 事後 | |
| 平成30年3月6日 | Ⅱ-2. 取扱者数 | 平成27年4月1日時点 | 平成30年3月5日時点 | 事後 | |
| 平成31年2月15日 | I 5 ②所属長の役職名 | 木俵 浩毅 | 介護福祉課長 | 事後 | 様式変更による。 |
| 平成31年3月1日 | Ⅱ 1. 対象人数 | 平成30年3月5日 時点 | 平成31年2月28日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月1日 | Ⅱ 2. 取扱者数 | 平成30年3月5日 時点 | 平成31年2月28日 時点 | 事後 | |
| 令和2年3月2日 | Ⅱ 1. 対象人数 | 平成31年2月28日 時点 | 令和2年2月29日時点 | 事後 | |
| 令和2年3月2日 | Ⅱ 2. 取扱者数 | 平成31年2月28日 時点 | 令和2年2月29日時点 | 事後 | |
| 令和4年3月22日 | I 4 ②法令上の根拠 | 1. (番号法)第19条第7号及び別表第二 (情報提供)項番1、2、3、4、6、26、30、 33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、 90、93、94、95、117 (情報照会)項番94、95 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 (情報提供)第2、3、6、19、25、30、3 2、33、43、44、46条 (情報照会)第47条 | 1. (番号法)第19条第8号及び別表第二(情報提供)項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、108、109、117(情報照会)項番93、942.(番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)第2、3、6、7、10、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、55、55の2条(情報照会)第46、47条 | 事後 | |
| 令和5年2月1日 | | 1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー | 介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 申請管理システム | 事後 | |
| 令和5年2月1日 | Ⅱ 1. 対象人数 | 令和2年2月29日時点 | 令和5年2月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年2月1日 | Ⅱ 2. 取扱者数 | 令和2年2月29日時点 | 令和5年2月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年3月28日 | | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一項番68 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条(利用範囲)第1号及び別表の項番100 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和7年3月28日 | | 1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 (情報提供) 項番1、2、3、4、6、8、11、2 6、30、33、39、42、43、56の2、58、61、6 2、80、81、87、90、93、94、95、108、10 9、117 (情報照会) 項番93、94 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 (情報提供) 第2、3、6、7、10、19、22の 2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、3 2、33、43、43の2、44、44の4、46、47、5 5、55の2条 (情報照会) 第46、47条 | 1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 表 (1番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) (特報提集等(第3個)が「市町村長」の項の55。利用特定個人情報(第4個)に「介置保険給付等関係情報」が含まれる項(2,3,7,11,18,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,13 2,144,161の頃) (特報提集等(第3個)が「健康保験法第55条又は第128年に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者の項の分5。利用特定個人情報(第4個)に「健康保険法第55条又は第128条に規定する 他の法令による給付の支地に関する情報」が含まれる項(20項) (特報提集等(第3個)が「健康保験法第55条以下第12番(20項) (特報提集等(第3個)が「健康保険法第355条以下第2本を他の法令による給付の支給を行うこととされている者)の項のう5、利用特定個人情報(第4個)に「健康保険法第356条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者)の項のう5、利用特定個人情報(第4個)に「健康保険法第358年に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者)の項のう5、利用特定個人情報(第4個)に「態角保険法第33条に規定する他の支給を行うこととされている者)の項のう5、利用特定個人情報(第4個)に「態角保険法第33条に規定する他の支給で行うこととされている者)の項のう5、利用特定の人情報(第4個)に「極保健除者で他の法令による総付の支給を行うこととされている者)の項のう5、利用特定個人情報(第4個)に「強保健院表で他の法令による施付の支給に関する情報のよ情報(第4個)に「強保健院と対策の場合の集物に対する情報は必然がある場合の第20年の方と、利用特定組入情報(第4個)に「全球保険の」に関本保険と対策の場合による統付の支給に対する情報が会当の場のの21年提供者(第4個)に「国民健康保険法第70条第1項に規定する他の法令による統付の支給と行うととされている者)の項のう5、利用特定組入情報(第4個)に「国民健康保険法第70条第1項に規定する他の法令による統付の支給と行うととされている者)の項のう5、利用特定組入情報(第4個)に「国民健康保険法第70条第1項に規定する他の法令による統付の支給と行うととされている者)の第の方を表に対する情報が含まれる項(175の第)に関係を表に対する情報が含まれる項(176の第)に関係を表に対する情報が含まれる項(176の第)に関係を表に対する情報が含まれる項(176の第)に関係を表に対する情報が含まれる項(176の第)に関係を表に対する情報が含まれる項(176の第)に関係をの予)に関係と対策の対策を持定と対策の対策を持定とよれましまが表に関する情報があるが、30年の方と対策を持つまたが表に対策を持定を表に対策を持定を持定を持つまたが表に対策を持定を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持定を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に対策を持つまたが表に表に表に対策を持つまたが表に対策を持定を持定 | 事後 | |
| 令和7年3月28日 | Ⅱ 1. 対象人数 | 令和5年4月14日時点 | 令和7年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年3月28日 | Ⅱ 2. 取扱者数 | 令和5年4月14日時点 | 令和7年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年3月28日 | Ⅳ 8. 人手を介在させる作業 | 項目なし | 項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。 | 事後 | 様式変更による。 |
| 令和7年3月28日 | IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策 | 項目なし | 項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。 | 事後 | 様式変更による。 |
| | | | | | |